協議第４９号

各種事務事業の取扱い（その他の事業）特別職等の報酬について

各種事務事業の取扱い（その他の事業）特別職等の報酬について下記のとおり提案します。

平成１５年6月4日　提　出

修善寺町外3町合併協議会
会　長　　大　城　伸　彦

各種事務事業の取扱い（その他の事業）特別職等の報酬について
特別職等の報酬額は、次のとおりとする。 （１）新市特別職の職員で常勤の者及び教育長 市　長　　７８０，０００円（月額） 助　役　　６６０，０００円（月額） 収入役　　６００，０００円（月額） 教育長　　５７０，０００円（月額） 市長職務執行者　　市長と同額 （２）新市議会議員 合併特例法の在任特例期間（合併時～平成16年10月31日） 議　長　　２８０，０００円（月額） 副議長　　１９０，０００円（月額） 常任委員長　１８０，０００円（月額） 議　員　　１７０，０００円（月額） 合併特例法の在任特例期間後（平成16年11月１日～） 議　長　　３５０，０００円（月額） 副議長　　２９０，０００円（月額） 常任委員長　２７０，０００円（月額） 議　員　　２６０，０００円（月額）

（３）新市特別職の職員で非常勤の者

区　　分	委　員　長	委　　員
教育委員会	７，０００　／日	６，０００　／日
選挙管理委員会	７，０００　／日	６，０００　／日
固定資産評価審査委員会	７，０００　／日	６，０００　／日
農業委員会	７，０００　／日	６，０００　／日
監査委員		９，０００　／日
選挙長 投票管理者 開票管理者 投票立会人 開票立会人 選挙立会人	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律 第１４条の規定による額	
社会教育委員	６，０００　／日	５，５００　／日
公民館運営審議委員会	６，０００　／日	５，５００　／日
青少年問題協議会	６，０００　／日	５，５００　／日
文化財保護審議委員	６，０００　／日	５，５００　／日
体育指導員	６，０００　／日	５，５００　／日
特別職報酬等審議会	６，０００　／日	５，５００　／日
使用料等審議会	６，０００　／日	５，５００　／日
総合計画審議会	６，０００　／日	５，５００　／日
国民健康保険運営協議会	６，０００　／日	５，５００　／日
中豆斎場運営委員会	６，０００　／日	５，５００　／日
民生委員推薦委員会	６，０００　／日	５，５００　／日
水防協議会	６，０００　／日	５，５００　／日
情報公開審査会		１０，０００　／日
民間交通指導員		７，０００　／月
その他条例等で定める委員	６，０００　／日	５，５００　／日

平成１５年　　月　　日 確認